

## 4 循環型社会の構築

### (1) 循環資源物流システムの構築

#### ① 海上輸送を活用した循環資源物流ネットワークの形成

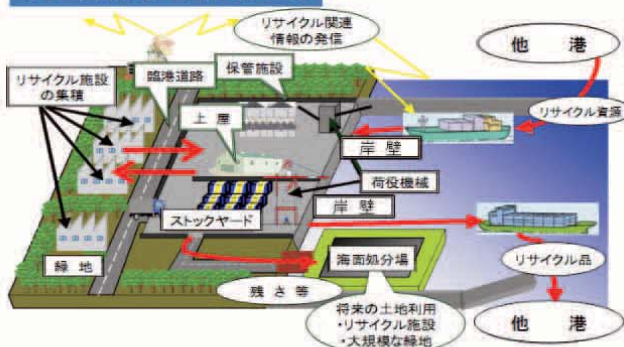
循環型社会の構築に向けて循環資源の「環」を形成するため、循環資源の広域流動の拠点となるリサイクルポート（総合静脈物流拠点港）として、全国22港が指定されています。国土交通省では、積替・保管施設等の循環資源取扱支援施設といった港湾施設の整備等、必要な支援を実施するとともに、リサイクルポートを活用した静脈物流システムの低炭素化、低コスト化を推進するため、「モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業」を実施しています。

#### ● リサイクルポート施策の概要

##### リサイクルポート施策

- 岸壁等の港湾施設の確保
- 積替・保管施設等の整備に対する支援（補助金、補助率1/3）
- 海運による低炭素型静脈物流システムの構築に対する支援（補助金）
- 循環資源の取扱に関する運用等の改善
- 官民連携の促進（リサイクルポート推進協議会の活用など）

##### リサイクルポートのイメージ



##### リサイクルポート指定港(22港)



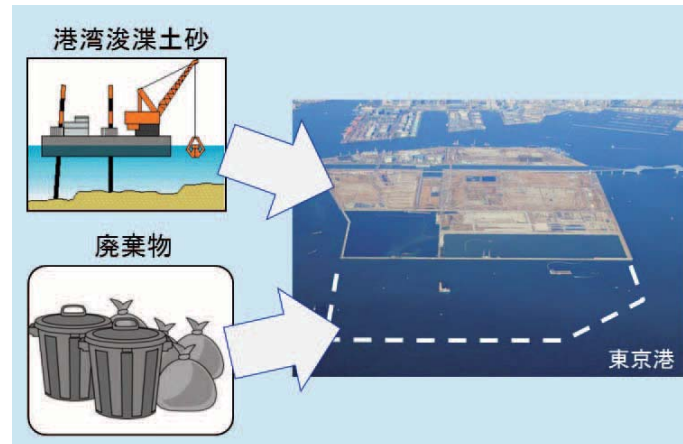
【期待される効果】・循環型社会の構築支援 ・環境負荷の低減 ・リサイクルコストの低減 ・臨海部産業の活性化

出典：国土交通省

## ②海面処分場の計画的な整備の推進

港湾整備により発生する浚渫土砂や内陸部での最終処分場の確保が困難な廃棄物等を受け入れるため、海面処分場の計画的な整備を進めています。特に大阪湾では、大阪湾フェニックス計画に基づいて広域処理場を整備し、大阪湾圏域から発生する廃棄物等を受け入れています。また、首都圏で発生する建設発生土をスーパーフェニックス計画に基づき海上輸送し、全国の港湾等の埋立用材として広域利用を行っています。

### ●海面処分場の計画的な整備の推進



出典：国土交通省

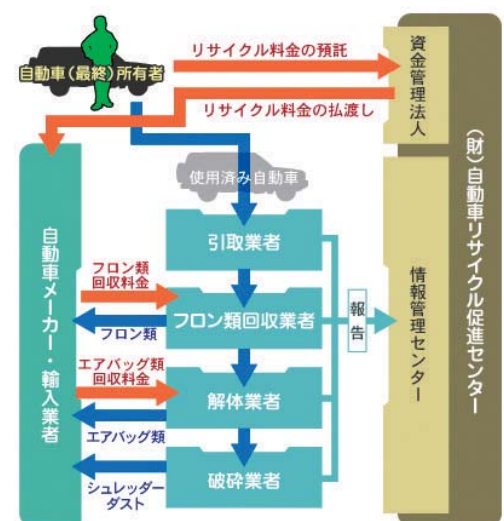
## (2) 自動車リサイクル制度の構築

使用済自動車は年間400～500万台発生しています。埋立処分場が逼迫している状況で、80%程度のリサイクル率をさらに向上させなければならないことは喫緊の課題となっていました。また、2004年の時点で、道路等における年間19万5千台以上の不適正保管や2万数千台に及ぶ大量の自動車の不法投棄の発生は、生活環境の悪化を招き、処理の社会的コストも膨大となるためその対策が急がれていました。

このため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務づける「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」が2005年1月に施行されました。同時に廃棄車両が自動車リサイクル法に従って解体されたことを確認した上で抹消登録等を行う改正道路運送車両法及び、使用済自動車に係る自動車重量税の還付制度が施行され、これらにより使用済自動車の適正処理の推進及び不法投棄の防止が図られています。

その結果、全国で2015年度末には不適正保管車は4,660台（2004年度比で97.6%の減少）、不法投棄車は929台（2004年度比で95.9%の減少）となり、大幅な削減効果が得られています。

### ●自動車リサイクル法の仕組み



出典：国土交通省

### (3) 船舶のリサイクル

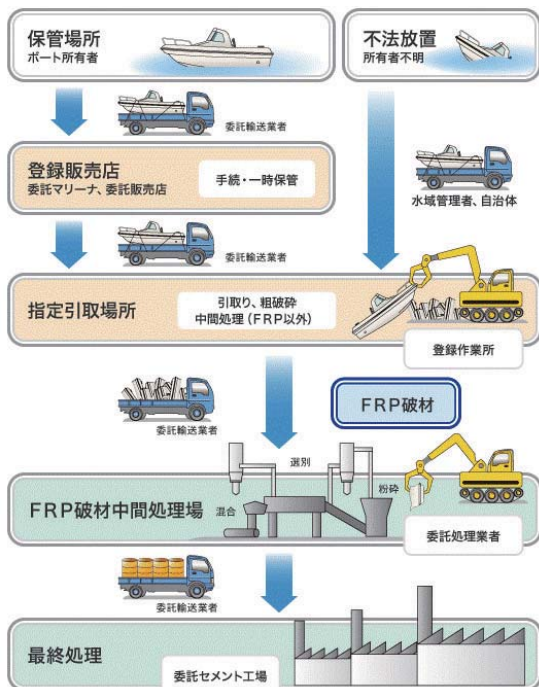
大型船舶のリサイクル（シップ・リサイクル）※は、インド、バングラデシュ、パキスタン等の開発途上国を中心に実施されており、船舶リサイクル施設における労働災害と環境汚染等が問題視されてきました。これらの問題を解決するため、我が国主導の下、国際海事機関（IMO）を中心に議論がなされた結果、「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約（仮称）」（シップ・リサイクル条約）が採択されました。本条約においては、船舶と船舶リサイクル施設のそれぞれについて検査と証書の保持が義務付けられ、アスベストやポリ塩化ビフェニル（PCB）等の新規搭載の禁止等が求められています。

我が国は、シップ・リサイクル条約の早期発効に向け、主要リサイクル国であるインドの早期締結を促す取り組みとして、平成29年9月に開催された日印首脳会議において、インドのシップ・リサイクル施設改善プロジェクトへのODA供与を決定するとともに、両国首脳において条約の早期締結の意思を再確認しました。我が国としては、条約締結に向けた国内法制化を進めています。

一方、個人所有のプレジャーボートは、そのほとんどが処理の難しい繊維強化プラスチック（FRP）製であるため、適切な廃棄処理ルートが確立が求められていたことから、FRP船のリサイクル技術を確認するとともに、処理ルートの構築に向けた取り組みを行ってきました。この結果、2005年からは（一社）日本マリン事業協会が主体となり、全国でFRP船のリサイクルに取り組んでおり、現在では年間約540隻が適切にリサイクルされています。

※ 寿命に達した船舶は、解体され、その大部分は鋼材として再活用される。

#### ● FRP 船リサイクルシステム



### 「FRP船リサイクルシステム」についてお答えします

「FRP船リサイクルシステム」は、「FRP船リサイクルセンター」が管理運用するもので、各地域に設けられた「登録販売店」が、着陸の前FRP船を処理する際の受付手続きなどを行います。

**Q どこで相談や受付をしてくれるんですか？**

A ユーザーご自身のFRP船の処理を具体的に受付けるのは「登録販売店」になります。また下記ページの各FRP船販売店やマリーナ等を「相談窓口」として、リサイクルに関する一般的な情報提供を行います。

**登録販売店** FRP船リサイクル

**相談窓口** FRP船リサイクル

**Q FRP船リサイクルにかかる費用は？**

A FRP船リサイクルにかかる費用としては、  
 ●リサイクル料金（FRP船を処理する費用）と  
 ●ユーザー（届出者）着陸からの取崩しにより発生するサブスクリプション料金があり、ユーザー（届出者）着陸の負担となります。

**オプション料金**  
 オプション料金とは、①FRP船の重量、②船体破損状況、③引取場所、④登録販売店での一時保管等の料金です。

①引取場所料金  
 ②登録販売店  
 ③その他（一時保管、下船料等）

**リサイクル料金**  
 リサイクル料金は、届出日と引取日の間の期間を基準として、引取場所によって変動しています。

**Q 見積をもらうために注意するものは？**

A ユーザーの着陸にご依頼を受け、「登録販売店」が「FRP船リサイクル見積書」を作成するために着陸にお願いいたします。  
 ●氏名・住所・電話番号・免許証・住民票・健康保険証等によるご本人確認  
 ●メーカー・船種・全長船体識別番号・小型船舶登録証等です。

**Q 料金はいつ、どこで払えばいいの？**

A ユーザーの着陸は、「登録販売店」から受け取る。FRP船の引取やサブスクリプション料金を支払った「FRP船リサイクル見積書」をご確認後、別途FRP船リサイクルセンターから送付されてくる「FRP船リサイクル管理費」に基づきリサイクル料金及び運送料・下船料等は郵送で払い込み、その他のオプション料金は「登録販売店」にお支払いください。

**Q いったん私の船を引取ってくれるんですか？**

A 船舶引取は「船定引取場所」ごとに船舶引取業者が実施します。【船定引取場所】とは「登録販売店」または「FRP船リサイクルセンター」にて確認ください。リサイクル受付後、「FRP船リサイクルセンター」から船舶の引取日（に自身で待たされる場合）、または引取日（運搬を依頼した場合）を「FRP船リサイクル連絡票」にてご連絡します。運搬を依頼した場合は、引取前に立会いをお願いします。登録料消その他必要な手続き等はユーザー着陸の責任のもとで行っていただきます。

● 詳しくはFRP船リサイクルセンターにお問い合わせください。

FRP船リサイクルセンター（一般社団法人日本マリン事業協会内）  
 東京都中央区八潮2-10-12 電話 03-5542-1202（受付） ファクス 03-5542-1206  
 ホームページ http://www.marine-jbia.or.jp/

FRP船リサイクル 検索

※この図は、ご依頼のFRP船の状況によって変動します。

出典：一般社団法人日本マリン事業協会